

⑦

柏市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

併せて、同条第10項の規定による監査の結果に関する報告に添える意見を公表します。

令和4年12月8日

柏市監査委員	高	橋	秀	明
柏市監査委員	小	栗	一	徳
柏市監査委員	日	暮	榮	治
柏市監査委員	松	本	寛	道

令和4年度

監査の結果に関する報告

定期監査
行政監査

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

高 橋 秀 明
小 栗 一 徳
日 暮 榮 治
松 本 寛 道

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査

3 監査の対象

(1) 1次実施分

ア 監査の対象とした部局

- (ア) 危機管理部
- (イ) 企画部
- (ウ) 広報部
- (エ) 市民生活部
- (オ) 保健福祉部
- (カ) 保健所
- (キ) こども部
- (ク) 環境部
- (ケ) 都市部

イ 監査の対象とした期間

- (ア) 令和4年度分で令和4年8月31日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については令和3年度以前分を含む。）
- (イ) 契約事務については（ア）に加えて、令和3年度分で令和4年1月1日から令和4年3月31日までに締結した契約に関する事務

(2) 2次実施分

ア 監査の対象とした部局

- (ア) 総務部
- (イ) 財政部
- (ウ) 経済産業部
- (エ) 土木部
- (オ) 会計課
- (カ) 上下水道局
- (キ) 消防局
- (ク) 議会事務局
- (ケ) 選挙管理委員会事務局
- (コ) 監査事務局
- (サ) 農業委員会事務局
- (シ) 教育委員会生涯学習部
- (ス) 教育委員会学校教育部

イ 監査の対象とした期間

- (ア) 令和4年度分で令和4年9月30日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については令和3年度以前分を含む。）
- (イ) 契約事務については（ア）に加えて，令和3年度分で令和4年1月1日から令和4年3月31日までに締結した契約に関する事務

4 重点監査項目及び着眼点

(1) 重点監査項目

ア 内部統制の体制整備及び運用の状況確認

昨年度の監査結果で指摘等があった事項が改善されているか，簿冊調査等により内部統制の状況を確認する。特に指摘等が多かった契約事務については，重点的に確認する。

イ 主要な事務事業の執行状況確認

令和4年度当初予算案の概要に掲載された主要な事務事業

について、進捗状況を確認するとともに、既の実施した事業内容が、その目的を達成するために有効なものとなっているのかを経済性・効率性・有効性の観点から検証する。

ウ 顕在化したリスクに対する対応状況確認

令和3年度に実施したリスク評価により特定したリスク及び顕在化したリスクに対する各部局のリスクマネジメントの状況を確認する。

(2) 着眼点

柏市監査等実施要領4(2)別項に定める監査等の着眼点のうち、「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」及び「第3節 行政監査の着眼点」を用いた。

5 監査の主な実施内容

(1) 監査資料

- ア 職員の配置状況調
- イ 主要な事務事業に関する調
- ウ 事務及び事業の状況調
- エ 予算執行状況調（歳入）
- オ 予算執行状況調（歳出）
- カ 委託事務・事業契約状況調（担当課扱い）
- キ 工事請負契約状況調（担当課扱い）
- ク 現金等の取扱状況調

監査の対象部署から、上記の監査資料を提出させ、必要に応じて担当職員への聞き取りを含めて監査を実施した。

(2) 簿冊等調査

監査の対象部署から、収入、契約、補助金、会計年度任用職員、時間外勤務等及び現金管理の事務の関係簿冊等を提出させ、必要に応じて担当職員への聞き取りを含めて調査を実施

した。

なお、上記以外に、歳入歳出予算の執行状況については、令和4年度例月現金出納検査の一環として実施した伝票調査結果を参考とした。

(3) 現地調査及び書面調査

庁内各部署を訪問し、現金等の管理状況やリスク評価の状況について、担当職員への聞き取り等により調査を実施した。

また、学校における現金等の管理状況については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、訪問を避け書面等による調査を実施した。

6 監査の期間及び質疑日・質疑実施場所

(1) 期間

令和4年8月1日から令和4年12月6日まで

(2) 質疑日・質疑実施場所

ア 1次実施分

令和4年10月11日，同月12日

柏市役所本庁舎第5・6委員会室

令和4年10月14日

ラコルタ柏集会室1

イ 2次実施分

令和4年11月7日，同月9日，同月10日

柏市役所分室1第1会議室

7 監査の結果

監査は、柏市監査基準に準拠し実施した。その結果、特に次の事項については、柏市監査等の結果等取扱要領に定める結果の判断基準により指摘事項又は注意事項に該当するものと決定した。

全ての部署において、関係法令等を遵守した財務及びその他の

事務を執行しているか、今一度確認され適正な事務の執行に努められたい。

【指摘事項】

指摘事項は、法令等に重大な違反があるものや現金取扱上の不備があるもの等の判断基準に基づき決定したものである。

本監査における指摘事項は以下のとおりである。

(1) 法令等に重大な違反があるもの

本件は、契約事務、収入事務及び補助金交付事務において、関係書類に市長又は専決権限を有する者（以下「決裁権者」という。）の押印がされていなかった事案である。

契約事務については、柏市財務規則第3条及び別表第2において、契約の種別ごとに金額に応じて決裁権者が定められているところだが、本監査において確認したところ、施行伺、一者随意契約理由書、見積り合わせ結果報告及び検査書において規定より低い職層の職員の決裁をもって事務を進めていた事案が11件あった。

また、柏市財務規則第3条及び別表第2では、収入の調定及び通知について金額に応じた決裁権者が規定されているが、調定票に決裁権者の押印が漏れていた事案が2件、収入通知票兼調定票に押印が漏れていた事案が2件、収入通知票に決裁権者の押印が漏れていた事案が2件、また決裁権者が不在にしていた期間にもかかわらず、収入通知票に当該決裁権者の印が押されていた事案が複数確認された。

さらに、補助金交付事務については、柏市事務決裁規程第4条及び別表第1において、各種団体等への補助金に関する事項の決裁権者が規定されており、1億円以上又は要綱等の規程のないものの決定及びその実績報告は市長の決裁事項、4,500万円以上1億円未満の決定及びその実績報告は副市長、100万円以上4,500万円未満の決定及びその実績報告は部長

が決裁権者と規定されているが，要綱等の規程がないにもかかわらず市長の決裁を受けずに部長までの決裁で補助金の交付決定を行っていた事案が1件，1億円以上の補助金交付決定において市長の決裁を受けずに理事までの決裁で交付決定を行っていた事案が1件，4，500万円以上1億円未満の補助金の交付決定において副市長の決裁を受けずに部長までの決裁で交付決定を行っていた事案が2件確認された。

そもそも，専決とは市長の在，不在にかかわらず，あらかじめ認められた範囲内の事項につき，自己の責任において市長の権限を市長名において決裁するものであり，決裁権者は事務の重要性等に応じて規則や規程等において明確に職層が定められている。決裁権者の決裁を受けずに事務を進めることは，基本的な権限を越えており，法令等への重大な違反行為となり得る。

今回確認された事案は，いずれも担当者の誤認や決裁の失念によるものであり悪質性は認められないものの，意思決定を行う者が確認することなく業務が行われたと捉えられかねず，誤りに気付かなかった各所属長等の責任は重いと言わざるを得ない。各事務における決裁の意義と重要性を十分認識した上で，適正な事務決裁を行う万全の体制を整えられたい。

危機管理部防災安全課

市民生活部市民活動支援課豊四季台近隣センター，同市民活動支援課布施近隣センター，同市民活動支援課松葉近隣センター，同市民活動支援課酒井根近隣センター，同市民活動支援課高柳近隣センター

保健福祉部福祉政策課，同高齢者支援課，同障害福祉課

保健所保健予防課，同健康増進課

土木部交通政策課自転車対策室

消防局企画総務課

教育委員会学校教育部学校保健課学校給食センター，同指導課

(2) 現金取扱上の不備があるもの

本件は、上下水道局下水道工務課において、柏市上下水道事業会計規程（以下「規程」という。）に定める企業出納員、分任企業出納員及び現金取扱員を置いていないにもかかわらず、下水道台帳に基づく図面の売却代金を日常的に収納していた事案である。

上下水道局における現金の収納事務については、規程第2条において、職員による現金の収納事務を行う場合は企業出納員、分任企業出納員及び現金取扱員を置くことや、企業出納員は取り扱う事務に応じて課長を充てることが定められている。

また、規程第3条には、上下水道事業管理者が、企業出納員に対して委任する事務の内容が列記されており、下水道工務課が行う収納事務は規程第3条第5号の「金銭の出納を行うこと」に該当する。

しかしながら、本監査で確認したところ、規程第3条第5号の収納事務については上下水道局経営企画課長のみに委任しており、下水道工務課は現金の収納事務を根拠のない中で行っていたことになる。

今回の事案は、令和4年度に水道部及び下水道部門の組織を統合した際に規程の改正に不備があったことが原因だが、日頃から収納事務がどの規定に基づいて行われるのかということのを正しく認識していれば防げた可能性は高い。特に管理職においては、組織統合に伴う規程の改正箇所を確認するという当然行うべき業務を怠っており、職責に対する自覚を欠いたもので極めて遺憾である。

今後は改めて管理職としての職責を自覚し、所属内における所管事務の根拠法令等を改めて確認するとともに知識の習得を図り、法令等に基づく適正な行政事務の執行を徹底されたい。

なお、今回発覚した事実を踏まえ、担当部署では早急に規程の改正を進めており、改正された規程の施行までの間は、規程第3条第5号の委任を受けている経営企画課長の命令により、

下水道工務課の職員が収納事務を行っているとのことである。
上下水道局総務課，同下水道工務課

(3) 公金の支出に適正を欠くもの

ア 週休日及び休日勤務における休憩時間管理の不備について

本件は，週休日及び休日勤務における休憩時間の管理に不備が生じていた事案である。

本監査において，所属長が所属職員に週休日及び休日に勤務を命じた際に，労働基準法第34条及び柏市職員勤務時間条例第3条に規定する休憩時間を正しく付与しているかを調査したところ，週休日及び休日において6時間を超える勤務を行っているが勤務時間に応じて与えるべき休憩時間を取得していない事案が複数あった。

そのため，該当部署に確認したところ，休憩時間を取得していたものの，勤務管理システム（以下「システム」という。）への休憩時間の入力を失念したことにより休日勤務手当等が過払いとなっていたことが報告されたものである。

市では，市独自のシステムにより，休日勤務等を管理し，その内容を休日勤務手当等に反映している。

具体的には，所属長は所属職員に対し週休日及び休日に勤務を命じるに当たり，6時間を超える勤務が見込まれる場合は45分以上，8時間を超える勤務が見込まれる場合は60分以上の休憩時間を設けた上で休日勤務等を命令し，勤務終了後に所属職員が実際に勤務した開始時刻，終了時刻及び休憩時間をシステムに入力して報告し，所属長までの決裁を受けるものである。

しかしながら，本事案は休日勤務等を行った職員が必要な休憩を取得したもののシステムへの入力を失念し，また休憩の報告がないことに所属長を始めとする決裁に関わった職員が誰も気付かず，結果として休日勤務手当等の過払いという事案が発生した。

このことは、当該職員の不注意のみならず、所属長を始めとする決裁に関わる者の勤務管理に関する認識の欠如及び休日勤務等における実績の確認が不十分であったと言わざるを得ない。

なお、週休日及び休日勤務における休憩時間については、上記指摘事項以外にも不適切な取扱いが確認されたところである（「【注意事項】(7) 週休日及び休日に6時間を超える勤務を命令していたにもかかわらず、所属長が規定の休憩時間を与えずに勤務させていたもの」参照）。

本指摘対象部署においては、再発防止に向け、所属長は柏市職員服務規程について所属内の職員に周知するとともに、同規程に基づく休日勤務等の命令においては、その必要性に十分注意を払い、それでも必要であれば職員の勤務時間に応じた休憩の取得について配慮されたい。

また、今回の調査の結果、全庁的に特定の職員に時間外勤務等の時間数が偏る傾向が見られた。総務部人事課においては、各部署に対し、改めて労働基準法等の趣旨を浸透させるとともに、職員の健康に十分配慮するという観点からも各業務の必要性や実施内容の精査、作業手順や業務配分の見直しを行うことで、そもそも時間外勤務等が極力発生しない適正な職場環境の整備が進むよう各部署とともに取り組まされたい。

なお、今回の事案における休憩時間の入力漏れは、システムの改修等で容易に防止可能なものであり、システムの所管部署である人事課において速やかに対応されたい。

総務部人事課

財政部市民税課

市民生活部市民課，同市民課柏駅前行政サービスセンター，
同消費生活センター，同保険年金課

保健福祉部医療公社管理課

保健所保健予防課，同健康増進課

こども部子育て支援課，同保育運営課

環境部北部クリーンセンター

都市部公園緑地課，同中心市街地整備課

土木部交通政策課

消防局消防職員課

教育委員会生涯学習部生涯学習課，同生涯学習課中央公民館，同図書館

教育委員会学校教育部教育施設課

イ 会計年度任用職員の報酬及び通勤費の支給誤りについて

本件は，4部署において，会計年度任用職員の報酬及び通勤費に支給誤りが生じていたことに本監査で発見されるまで気付かなかった事案である。

(ア) 総務部人事課給与厚生室では，1日分の年次有給休暇（以下「年休」という。）に相当する時間数が6時間の会計年度任用職員について，3時間の年休を別の日に2回取得していたが1日出勤がなかったものと誤認し，7月の実出勤日数が15日のところ14日で計上し通勤費を14日分しか支給していなかった。また，別の会計年度任用職員について，特別休暇を取得し出勤していない日に対して通勤費を支給したため，5月の実出勤日数が14日のところ通勤費を15日分支給していた。

(イ) 財政部収納課では，会計年度任用職員の通勤費について，通勤届の確認不足により，1件は回数券利用料金で計算すべき区間をIC利用料金で計算しており，もう1件は，IC利用料金で計算すべき区間を現金運賃で計算して，その金額を会計年度任用職員システム（以下「システム」という。）に登録したため，2名の通勤費を誤った金額で支給していた。また，そのうち1名分については，システムの入力誤りにより8月の実出勤日数が2日であるにもかかわらず通勤費を1日分しか支給していなかった。

(ウ) 土木部交通政策課自転車対策室では，会計年度任用職員の年休取得時間数の累計を誤ったことにより年休の残日数

を誤認し，年休の残日数がなかったにもかかわらず，欠勤とすべき4時間分を誤って年休として扱い，6月分の報酬を4時間分多く支給していた。

(エ) 選挙管理委員会事務局では，システム入力時に欠勤日を出勤日として数えたことにより，6月の実出勤日数が16日のところ通勤費を17日分支給していた。また，会計年度任用職員2名について，休日勤務を行わせた3日分をシステム入力時に通勤日数へ算入しなかったことにより，7月の実出勤日数が14日のところ通勤費を11日分しか支給していなかった。

今回確認された事案はいずれも，サービス整理簿の集計欄を複数名で確認することや，会計年度任用職員が記入した通勤届の内容を所属長及び担当職員が確認すること，また支給明細書一覧を決裁する際にサービス整理簿や出勤簿などの根拠資料を併せて回付し複数名で確認することで防げた誤りであり，確認がおろそかになっていたと言わざるを得ない。

今後は上記に挙げた内容を含めた書類及び手続に関する確認を確実に実施し，チェック体制を十分機能させ，適正に報酬等を支給するよう万全の体制を整えられたい。

総務部人事課給与厚生室

財政部収納課

土木部交通政策課自転車対策室

選挙管理委員会事務局

(4) 契約事務に適正を欠くもの

ア 契約関係事務の不備が重複した事案について

本件は，保健所保健予防課において，1件の契約関係事務に複数の不備が発生していた事案である。

担当部署では，新型コロナウイルス感染症対策業務に係る労働者派遣契約を令和4年4月1日付けで締結しているが，

その際の施行伺，一者随意契約理由書及び見積り合わせ結果報告に決裁権者である保健所長の決裁を受けていなかった（【指摘事項】「(1) 法令等に重大な違反があるもの」の契約事務における決裁権者の決裁漏れ事案に含まれる。）。

また，本件契約に係る仕様書では，平日，土日祝及び時間外の3種類の派遣料金の単価を予定し概算計算書を作成していたが，見積り合わせ参加業者から提出された見積書には単価が2種類しか記載されておらず，単価の名称の記載もないため何の見積りを提示しているか不明確であった。さらに見積書には代表者印の押印がなく，加えて，締結した契約書には仕様書及び見積書に全く記載がない年末年始の派遣業務に係る単価が記載されていた。

そもそも地方公共団体が行う契約は，一般競争入札により契約の相手方を決定することが原則であり，地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項各号において随意契約ができる場合が限定的に定められている。

本件は，設計額から考えれば契約担当部署が行う一般競争入札を実施すべきところ，新型コロナウイルス感染症の感染拡大期にあったことから，感染症対策業務に熟知し即戦力となるスタッフが必要であり緊急を要するとの判断により，令和3年度に労働者派遣契約を締結した同一業者を指名し，担当部署で一者随意契約を行ったものである。

新型コロナウイルス感染症拡大期にあったとはいえ，随意契約の事務においては一般競争入札と同様に，経済性，公平性及び透明性のある適正な手続で契約を締結することが求められる。

しかしながら，本件では，関係書類に柏市財務規則に規定する決裁権者の決裁が漏れており，また柏市随意契約見積心得第10条第2号に規定する原則として無効となる代表者印の押印がない見積書の提出を受け，さらに契約期間外の年末年始の単価が記載された内容で契約を締結している。担当部

署では、本件契約事務の開始前に起案文書で本件契約事務を進める旨の決裁を保健所長から受け、また業者から提出を受けた2種類の単価については見積り合わせ時に内容を口頭で確認したとのことだが、1件の契約にこれほど複数の不備が生じている状況は、契約事務に適正を欠いており遺憾である。

さらに、担当部署では本件契約以外にも、仕様書どおりの見積書が提出されていないことに気付かずその内容で契約を締結し、後日支払について、会計担当部署との協議を要した事案もあった。また同事案について、担当部署は監査委員質疑で状況の認識が不十分なまま回答し、結果として事実と異なる答弁を行っており、組織として契約事務に対する認識がおろそかになっていると言わざるを得ない。

担当部署は、新型コロナウイルス感染症が発生して以降、その対策及び対応に最前線で取り組んでおり、本件契約は第6波による感染拡大を受け業務がひっ迫する中で事務を行っていたことは理解できる。しかしながら、本件契約に係る業務は令和3年度から継続しており、契約の相手方も前年度と同じ業者であることを踏まえれば、複数人による適切な確認が行われれば適正な契約手続を進めることは可能であったと考える。

新型コロナウイルス感染症の感染者が市で初めて確認されてから2年9か月余りが経過する中、新たな感染の波が来ても対応可能な体制を構築すべき時期となっている。保健所では、これまでの他部署からの応援職員による体制整備から、保健所各部署の業務内容を見直し、保健所職員が行うべき業務や会計年度任用職員で対応できる業務等の整理を進めているとのことである。

また、外部委託等が適した業務の分類を行っているとされており、本件契約に係る労働者派遣もそのことを踏まえ実施しているものと推察する。民間事業者の力も効果的に活用しながら、適正な事務が確実に実施し得る体制の確立に組織

として取り組まれない。

保健所保健予防課

イ 見積り合わせ時の見積書の不備について

本件は、環境部環境サービス課において、見積り合わせ時に見積り合わせ指名参加業者から提出された見積書に不備があるにもかかわらず、当該見積書が無効とすることなく、そのまま見積り合わせを実施し相手方を決定した事案である。

柏市財務規則第139条において、予算執行者等は、随意契約に付するときは、原則として2以上のものから見積書を徴さなければならないとされており、総額表示義務（※）の対象外である見積書は、消費税及び地方消費税（以下「税」という。）の額を加算する前の見積り額で作成することとしている。

しかしながら、本件では、見積り合わせ時に、指名参加業者3者のうち1者が、税抜き金額を記載するよう指定のある見積書を税込み金額で作成したことに担当部署の職員が気付いたものの、見積書に添付された見積内訳書の税抜き金額で見積り合わせを実施した。加えて、その結果を決裁権者へ報告し契約の相手方を確定する「見積り合わせ結果報告」に記載した金額については、当該業者の税込み金額を記載し、他の業者は税抜き金額を記載して決裁権者である所属長の決裁を完了していた。

本来このような場合は、柏市随意契約見積心得第10条第4号の見積書に記載された金額と見積内訳書に記載された金額が異なるときに該当することになるため、原則として当該業者の見積りは無効とすることが適当である。

また、税込み金額と税抜き金額が混在した状態のまま見積り合わせから業者決定の一連の契約行為を完了したことは、担当部署における確認がおろそかになっていたと言わざるを得ない。

今回の事案は、誤った金額で契約の相手方を決定すること

や、契約における競争の妨害にもなりかねない行為であり、契約事務に適正を欠くものとして遺憾である。担当部署においては、見積り合わせにおいて留意すべき点を所属全体で再確認し、適正な見積り合わせの実施を徹底されたい。

※総額表示義務・・・総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や店内掲示など「あらかじめ」価格を表示する場合を対象としており、見積書、契約書、請求書等については、総額表示義務の対象とはならない。

環境部環境サービス課

【注意事項】

注意事項は、指摘事項とするには至らないが、事務の執行における基本的な事項として、妥当性に欠け改善を要するもの及び軽易な又は定型的な誤りで速やかに改善が可能と判断したもの（監査執行までに改善されたものを含む）である。

本監査における注意事項は以下のとおりである。

(1) 契約関係事務の不適切な処理について

ア 工事・委託等に関わる契約行為（＝支出負担行為）が行われていたにもかかわらず、支出負担行為伺票の起票が遅れていたり、漏れていたもの（柏市財務規則第63条）

総務部行政課

広報部広報広聴課

市民生活部市民活動支援課，同スポーツ課

保健福祉部障害福祉課

保健所総務企画課，同保健予防課

こども部こども発達センター，同こども発達センターキッズルーム

経済産業部商工振興課

都市部都市計画課，同住宅政策課

土木部道路保全課

消防局指揮統制課

教育委員会生涯学習部文化課

教育委員会学校教育部教職員課，同指導課，同指導課 I C T 推進室

イ 見積り合わせで徴取した見積書の日付が未記入だったもの
企画部共生・交流推進センター

市民生活部市民活動支援課，同市民活動支援課富里近隣センター

保健福祉部高齢者支援課，同障害福祉課

保健所総務企画課，同地域保健課，同健康増進課

こども部こども福祉課こども支援室

土木部道路総務課

上下水道局経営企画課

教育委員会生涯学習部生涯学習課中央公民館

教育委員会学校教育部学校保健課，同学校保健課学校給食センター

ウ 数葉をもって1通とする契約書や協定書への割印が適切に行われていなかったもの（柏市財務規則第314条，文書事務ハンドブック契約文書編第3章21）

財政部資産税課

保健所生活衛生課，同健康増進課

こども部保育運営課

環境部南部クリーンセンター

経済産業部農政課

教育委員会生涯学習部文化課

教育委員会学校教育部学校保健課，同市立柏高等学校

エ 予算の流用等又は契約金額の増額が生じた若しくは設計額が100万円以上の委託の担当課契約に係る施行伺について，必要となる財政部財政課の合議を欠いたもの（財務会計の手引P99-1～3，契約事務の手引きP86）

総務部行政課

市民生活部市民活動支援課光ヶ丘近隣センター，同市民活動支援課沼南近隣センター
保健福祉部地域包括支援課
保健所保健予防課，同健康増進課
都市部公園緑地課

オ 見積り合わせで徴取した見積書に代表者の記名又は代表者印の押印がなかったもの（柏市随意契約見積心得第10条）

危機管理部危機管理政策課
財政部市民税課
市民生活部消費生活センター
上下水道局水道工務課
消防局消防職員課，同指揮統制課

カ 見積り合わせで徴取した見積書の日付が誤っていたもの

保健所保健予防課，同衛生検査課
教育委員会学校教育課学校財務室，同学校保健課，同市立柏高等学校

キ 請け書の日付や工期など契約関係書類における時系列の不整合があったもの

保健所総務企画課，同健康増進課，同衛生検査課
土木部道路保全課

ク 契約書が鑑文のみで約款がなかったもの（契約事務の手引きP50～53）

危機管理部危機管理政策課

ケ 工事が着工しているにもかかわらず，2部作成した契約書のうち1部を契約の相手方に渡していなかったもの（契約事務の手引きP61）

総務部資産管理課

コ 契約日は市長と契約の相手方の双方が契約書に記名押印した日付であるにもかかわらず，契約の相手方に契約日を記入した契約書を送付し，記名押印を求めたもの（地方自治法第234条，文書事務ハンドブック契約文書編第3章15）

財政部市民税課

サ 2部作成した契約書のうち市保管分の1部に市長印が押印されていなかったもの（契約事務の手引きP61）

広報部広報広聴課

シ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条に基づき実施する原子爆弾被爆者健康診断業務委託について、厚生労働省の通知に各医療機関と契約する際の一律単価が定められていることから、見積書の徴取が必要ないと誤認し、見積書を徴取していなかったもの（柏市財務規則第139条）

保健福祉部福祉総務課

ス 設計額が50万円を超える委託で緊急との理由により随意契約としている担当課契約に係る施行伺について、必要となる財政部契約課の合議を欠いたもの（柏市財務規則別表第2（第3条）、契約事務の手引きP4）

保健所保健予防課

セ 請け書の日付の誤りが訂正されていなかったもの（柏市財務規則第313条、文書事務ハンドブック契約文書編第3章20）

保健所健康増進課

ソ 見積り合わせで徴取した見積内訳書の小計が誤っていたため、その場で提出業者の了承を得て見積内訳書を書き換えていたもの（柏市随意契約見積心得第10条）

こども部保育運営課

タ 複数課で1つの契約を締結する場合の見積り合わせ結果報告は、各担当課が作成し決裁を受けることになっているが、担当課のうち1課で見積り合わせ結果報告が作成されていなかったもの（契約事務の手引きP28～31）

環境部廃棄物政策課

チ 1回目の見積り合わせで見積額が同額だったため2回目の見積り合わせを行っているが、1回目の見積書を保管していなかったもの

環境部環境サービス課

ツ 委託として契約すべきものを工事として契約していたもの
(財務会計の手引 P 1 6 ~ 1 9)

土木部道路保全課

テ 国土交通省からの委託金を基に実施する樋管操作委託について、国土交通省の通知に樋管操作員の業務内容と人件費等の単価が定められていたことから、契約事務に必要な仕様書の作成や見積書の徴取は報酬支払業務と同様に必要ないと誤認し、仕様書の作成及び見積書の徴取をしていなかったもの
(柏市財務規則第 1 3 9 条)

土木部河川排水課

ト 契約書の袋とじが破られていたもの

上下水道局下水道工務課

ナ 仕様書及び請け書の件名と施行伺の件名が一致していないことについて令和 3 年度に実施した定期監査及び行政監査において口頭により注意、指導を行っていたにもかかわらず、本監査においても同じ契約で同様の誤りが生じていたもの

農業委員会事務局

ニ 修繕工事として契約すべきものを工事として契約していたもの (財務会計の手引 P 1 5 2 - 4)

教育委員会学校教育部教育施設課

ヌ 会計年度独立の原則に反し、令和 5 年度の予算を確保していない状況で、令和 5 年度以降に実施する業務内容を記載した仕様書に基づいて契約していたもの (地方自治法第 2 0 8 条)

教育委員会学校教育部指導課 I C T 推進室

ネ 令和 4 年度の契約では是正されていたものの、令和 3 年度のパソコン修繕に係る契約において、見積り合わせに必要な仕様書及び概算計算書を作成していなかったもの

教育委員会学校教育部指導課 I C T 推進室

(2) 公印使用に関する不適切な処理について

ア 公印使用検印と契約関係書類の日付が一致していないもの
(地方自治法第234条, 文書事務ハンドブック契約文書編
第3章15)

危機管理部防災安全課

企画部DX推進課

市民生活部市民活動支援課南部近隣センター, 同市民活動
支援課光ヶ丘近隣センター, 同市民活動支援課沼南近隣セ
ンター, 同市民課, 同沼南支所

保健福祉部福祉政策課, 同福祉総務課, 同地域医療推進課,
同障害福祉課, 同生活支援課

保健所総務企画課, 同保健予防課, 同健康増進課

こども部こども発達センターキッズルーム

環境部環境政策課, 同廃棄物政策課, 同環境サービス課,
同北部クリーンセンター

都市部宅地課

土木部道路総務課, 同道路保全課

会計課

上下水道局料金課

教育委員会生涯学習部生涯学習課中央公民館

イ 公印使用検印が漏れていたもの (柏市公印規程第8条)

企画部共生・交流推進センター

財政部債権管理課

市民生活部市民活動支援課布施近隣センター, 同市民活動
支援課新富近隣センター, 同市民活動支援課酒井根近隣セ
ンター, 同市民課

保健福祉部福祉総務課, 同高齢者支援課

保健所健康増進課

環境部環境政策課

教育委員会生涯学習部文化課

教育委員会学校教育部学校教育課, 同学校保健課, 同児童

生徒課

ウ 電子決裁している文書について，決裁日及び施行日が記載されていない起案用紙に公印使用検印を受けていたもの（令和4年7月27日付け柏市副市長通知）

保健福祉部高齢者支援課

保健所健康増進課

経済産業部農政課

(3) 収入事務の不適切な処理について

ア 収入前に調定票を起票することが定められているものについて，収入後に調定票を起票していたもの（柏市財務規則第29条）

財政部市民税課

市民生活部市民活動支援課南部近隣センター，同市民活動支援課永楽台近隣センター，同市民活動支援課増尾近隣センター，同市民活動支援課松葉近隣センター，同市民活動支援課酒井根近隣センター，同沼南支所

保健福祉部高齢者支援課

経済産業部公設市場

土木部道路総務課，同河川排水課

教育委員会学校教育部学校保健課

イ 調定票と収入通知票及び納入通知書の歳入科目が一致していないもの

保健所健康増進課

ウ 担当が異なる収入内容が集約された収入通知票をコピーし，担当ごとの収入内容に手書き修正した上で，それぞれ決裁を受けていたもの（柏市財務規則第313条）

こども部こども発達センターキッズルーム

(4) 補助金関係事務の不適切な処理について

ア 条例，規則，要綱等の補助基準を定めていない補助金の交

付決定に際して、必要となる財政部財政課の合議を欠いたもの（財務会計の手引P97）

市民生活部市民活動支援課豊四季台近隣センター

イ 事業計画書に記載がないにもかかわらず、当該事業の補助金を交付決定したもの（柏市補助金等交付規則第2条，第3条）

経済産業部商工振興課

ウ 補助金交付決定額に影響はなかったものの、補助対象外経費を含んだ額で交付決定したもの（柏市補助金等交付規則第2条，第3条）

経済産業部商工振興課

エ 補助金交付申請書の交付申請額が誤っていることに気付かず、申請書の補正を求めずに交付決定したもの（柏市補助金等交付規則第2条，第3条）

教育委員会学校教育課学校財務室

オ 補助金交付申請書に補助金交付要綱で申請書添付書類と定めている事業収支予算書の添付がないにもかかわらず、交付決定したもの（柏市補助金等交付規則第2条，第3条）

教育委員会学校教育課学校財務室

(5) 会計年度任用職員関係事務の不適切な処理について

ア 会計年度任用職員の通勤費の過払いがあったものの、監査事務局が調査した時点で担当部署が対応していたもの

財政部収納課

イ 会計年度任用職員の採用について、令和4年4月から9月末まで勤務できない者に対し、そのことを把握していながら、令和4年4月から令和5年3月までの辞令・勤務条件通知書を交付したため6か月間にわたって欠勤を強いる状況をつくり、欠勤による不利益を与えかねない状況を生じさせたもの（会計年度任用職員サービスの手引P22）

市民生活部市民活動支援課松葉近隣センター

(6) 現金取扱事務の不適切な処理について

ア 歳入の徴収又は収納事務を私人へ委託した旨を告示していなかったもの（地方自治法施行令第158条，柏市財務規則第52条）

保健福祉部福祉総務課，同医療公社管理課
環境部北部クリーンセンター

イ 手提げ金庫を保管するキャビネットの鍵を共有のキーボックスに保管していたもの

教育委員会生涯学習部文化課

ウ 現地調査時に預金通帳と通帳の印鑑を同じ場所に保管していたもの

教育委員会生涯学習部文化課

(7) 週休日及び休日に6時間を超える勤務を命令していたにもかかわらず，所属長が規定の休憩時間を与えずに勤務させていたもの（労働基準法第34条，柏市職員勤務時間条例第3条）

危機管理部防災安全課

総務部人事課，同資産管理課

財政部財政課，同契約課，同収納課，同市民税課

広報部秘書課，同広報広聴課

市民生活部市民活動支援課，同市民活動支援課松葉近隣センター，同スポーツ課，同市民課，同保険年金課

保健福祉部福祉政策課，同地域包括支援課，同医療公社管理課，同障害福祉課

保健所総務企画課，同生活衛生課，同生活衛生課動物愛護ふれあいセンター，同地域保健課，同健康増進課，同衛生検査課

こども部こども福祉課，同学童保育課，同保育運営課，同こども発達センターキッズルーム

経済産業部農政課

都市部北部整備課

土木部道路保全課，同河川排水課
上下水道局総務課，同料金課，同下水道工務課
消防局消防職員課
議会事務局庶務課
監査事務局
農業委員会事務局
教育委員会生涯学習部文化課
教育委員会学校教育部教職員課，同学校保健課，同指導課

なお，事務処理上改善すべき軽易な事項等については，監査実施中に口頭により注意，指導を行ったところであるが，その他の事務事業はおおむね適正に執行されているものと認めた。

令和4年度

監査の結果に関する報告に添える意見

定期監査

行政監査

柏市監査委員

1 意見を添える監査委員名

高 橋 秀 明
小 栗 一 徳
日 暮 榮 治
松 本 寛 道

2 意見の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査を実施した結果，同条第9項の規定による監査の結果に関する報告に，意見を添える必要があると認めたことから，同条第10項の規定により提出するものである。

3 意見の内容

(1) 全庁を挙げての事務改善に向けた取組について

本件は，全庁を挙げての事務改善に向けた取組について意見を付すものである。

本監査で実施した簿冊等調査及び書面調査並びに庁内各部署での現地調査の結果，調査対象である150部署のうち120部署において不適切な事務処理が発見された。このため，該当部署に対しては，本報告で記載した【指摘事項】及び【注意事項】のほか，監査実施中に口頭により注意，指導を行ったところである。

これらの指摘事項等の中には，過去の定期監査において繰り返し指摘等を行っている内容も多く，改善が図られていないことは極めて遺憾である。

本監査で確認した事務は，収入，契約，補助金，会計年度任用職員，時間外勤務等及び現金管理に係る事務であり，主に法令等に基づき事務処理が行われているか合規性に着目した調査であったが，これだけの誤りが生じていることを鑑みれば，市民に対しても適切な対応が図られているのかが懸念される。

市では、令和4年8月に、副市長が各部局長に対して職員の意識改革と事務の適正化について通知を行い、危機管理部、総務部及び企画部主導のもと、同年9月の主管者会議で課題解決に向けた各部局の取組内容を報告し、令和5年2月の主管者会議でその取組の効果を報告するとのことである。

同じ誤りが繰り返される現状を打開するためには、個々の職員のみならず部局長以上の上層部も強い意志と覚悟を持って事務改善が進む環境を醸成することが必須である。市長、副市長を含め全部署・全職員が事務改善に向けて当事者意識を持って取り組み、市民に信頼される適正な事務の執行を実現されたい。

なお、特に重要と捉えた事項について、次のとおり言い添える。

ア 決裁における確認の徹底について

本監査で発見した不適切な事務処理は、起案や関係文書等における決裁権者までの決裁が終了しているにもかかわらず、決裁の過程で誰もその誤りに気付くことなく事務が進められている事案が大半であり、決裁時のチェックの形骸化が危惧される状況である。

本来であれば決裁の仕組みは、問題解決の実現性など、より多くの職員が、それぞれの見識から意見を付与する機会を得ることができ、あるいは決裁の過程で情報を共有することが期待できるなどの利点を持ち合わせている。

決裁の仕組みが正しく機能していれば多くの誤りは防げるため、事案の処理においては、決裁に関わる全ての役職者が当該事案の起案や関係文書等を十分確認し、決裁によるチェックが確実に機能するよう徹底し、組織として市民に信頼される適正な事務が行われる体制の整備を強く望むところである。

この状況を改善するためには、職員一人一人がまず、市民から託された大切な財産である公金を扱っているという自覚を持ち、関係法令等を遵守し、さらには多様な職員が働く職

場での公金の取扱いについては、業務手順を整理し、複数人によるチェック機能を確立させることにより、適正な会計処理を確実にできる相互牽制の強化に向けた内部統制の整備が求められる。

なお、総務省が公表している令和2年度地方公務員の懲戒処分者数等に関する調査結果によれば、令和2年度中に汚職事件が発生した地方公共団体等は53団体あり、事件発生の主な要因として、監督の不十分（上司の指導・監督に対する認識不足、事務繁忙のための監督不十分等）が35件、業務チェックの不備（監督・検査の形骸化、担当者による単独での事務等）が52件、職員としての資質の欠如（公金に対する自覚不足、金銭感覚の欠如等）が58件と指摘している。

市では、令和4年5月に『柏市「伝わる」情報発信基本方針』（以下「基本方針」という。）を定め、市民に柏の良いところを知ってもらい、日頃から好感を持ってもらうために、市側から積極的に働きかける取組として「地域ブランディング」を行い、市民と市の信頼関係の構築を目指すとしている。この基本方針の中に記載があるように、不誠実な振る舞いや配慮に欠ける行動は、たった一度であっても、市民との信頼関係を容易に壊してしまう可能性があるものであり、不祥事案が一度発生すれば市が目指す方向とは逆の方向に進むことになってしまう。

このため、内部統制を所管する部署が中心となり、質の高い研修等を通じて前述の内部統制を含めたコンプライアンスへの取組をさらに推進し、市民に信頼される質の高い行政運営の推進に取り組まれない。

イ DXの推進による事務誤りの防止について

本監査では、昨年度の監査結果で指摘等が多かった契約事務について重点的に確認を行ったところだが、その結果、今年度も不適切な事務処理が多数発見された。

それらの誤りが生じた原因は、契約事務に対する知識不足

や決裁における確認不足ももちろんあるが、施行伺の起票時に入力すべき検査職員及び監督職員の入力漏れなど、契約事務執行システム（以下「システム」という。）への入力誤りに起因するものも多く見られた。

そもそも、契約手続で実施する検査は、受注者が仕様書や設計図書どおりに債務を履行したかを確認する行為であり、監督は、工事や委託契約などで実施過程のチェックを行うことであり、いずれも業者への支払につながる意思決定の重要な部分を担うものである。

このような入力誤りは、例えば必要な箇所の入力が無い場合は入力を促すエラーメッセージが表示されたり、あるいは次の操作に進めないなど、システムの設定による防止が可能であると推察する。

契約事務を所管する財政部契約課においては、昨年度の監査の結果を踏まえ、庁内ネットワークの掲示板において契約事務の解説等を掲載し、契約手続に関する周知を図っているところだが、それらの取組に加えて、システムの既存の機能の活用やシステム改修による事務誤りの防止についても検討を行い、各部署が適正な契約事務を執行できるよう引き続き努められたい。

なお、システムによる事務誤りの防止については、他の業務においても必要な視点であり、各部署においてもDXの推進により業務の効率化、簡略化を図り、限られた人的資源をより市民が必要とする事業に活用できるよう取り組まれたい。

ウ 各事務が持つ役割の再認識について

本監査において、契約行為が行われていたにもかかわらず、柏市財務規則第63条及び別表第3で定めた支出負担行為として整理する時期に支出負担行為伺票の起票がなされていなかったり、又は起票が遅延している事案が複数確認された（監査の結果に関する報告「7 監査の結果【注意事項】（1）ア

」参照）。

そもそも支出負担行為とは、地方自治法第232条の3において、法令又は予算の定めるところに従いこれをしなければならぬと規定されており、支出の原因となる契約等が法規等に適合しているかを確認するとともに、予算額から負担行為の金額を差し引いていく経理的な意味合いと、契約等が予算の範囲内で行われているか、またその金額や科目等に誤りがないかを決裁の段階で確認するという意味合いがあり、予算執行管理における非常に重要な手続である。

また、収入事務においては、柏市財務規則第29条に定める調定の時期に調定票の起票を行っていない事案が複数確認されたが（監査の結果に関する報告「7 監査の結果【注意事項】（3）ア」参照）、そもそも調定は、地方自治法施行令第154条に規定されているとおり、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額及び納入義務者等が誤っていないか、また法令や契約等に違反する事実がないかを調査した上で行うものであり、収入事務における非常に重要な手続である。

各事務を行うに当たっては、その事務がどのような意味合いを持つものであるかを十分理解していれば、時期を逸したり手続を漏らすようなことがなくなるものとする。

財政部財政課を始めとする各事務の所管部署においては、その事務をなぜ行わなければならないかという意味合いも含めた制度の周知を図るとともに、内部のルールに基づき実施している事務等については、規定等が現状に則しているかを検証しながら、必ず守るべき部分と、規定等を見直してより効率的な事務が可能な部分などの見極めを行い、事務誤りの防止及び事務の効率化に資するよう取り組まれない。

危機管理部危機管理政策課

総務部行政課，同人事課

企画部DX推進課

財政部財政課，同契約課
全部署

(2) 随意契約事務に係る業者選定理由及び契約手続に疑義が生じたものについて

本件は，随意契約における業者選定理由及び契約手続に疑義が生じた事案について意見を付すものである。

ア 一者随意契約の理由に疑義が生じたもの

本監査において，一者随意契約とした理由に疑義が生じた事案が確認された。

教育委員会生涯学習部生涯学習課中央公民館では，柏市教育福祉会館3階エントランス床タイル及びシーリング修繕並びに柏市教育福祉会館駐車場通路点字シート修繕の2つの契約について，館内の修繕工事に精通していること及び既設置品と同一又は同等のものを安価に設置できることを理由に，いずれも令和2年度に施工した柏市教育福祉会館耐震補強及び大規模改修工事の請負業者と一者随意契約を締結していた。また，一者随意契約を締結するに当たり，当該請負業者以外の業者から参考見積りを徴していないとのことであった。

しかしながら，これら2つの契約で修繕を行う箇所は令和2年度の工事における施工対象外の箇所であり，当該請負業者が特に精通しているとは言い切れず，また複数業者からの参考見積りの徴取等により金額を比較することなく当該請負業者が安価に設置できると判断した根拠が不明瞭であり，一者随意契約が適切であったか疑義がある。

また，教育委員会生涯学習部図書館が締結した柏市立図書館田中分館臨時窓口設営及び撤去委託では，予定どおり適切に作業できる業者を選定する必要があるとして，複数箇所の投票所の設営を適切に実施したことを理由に，本市の期日前投票所の設営及び撤去委託の受託業者と一者随意契約を締結している。

しかしながら、担当部署では、この契約に先立ち投票所の設営委託の受託業者が一人だけであったかということについて確認を行っておらず、当該受託業者以外の業者が業務を行うことができない特殊性について十分な説明がつかない状況であった。

随意契約において、2以上のものから見積書を徴さなければならないという規定の例外として認められるものは柏市財務規則第139条第1項ただし書に該当する場合のみであり、契約の締結に当たっては、まず複数者による見積り合わせが可能であるかを十分検討し、安易に一者との契約締結を選択することのないよう徹底されたい。

イ 業務委託の発注方法に疑義が生じたもの

本監査において、業務委託の発注方法に疑義が生じた事案が確認された。

教育委員会学校教育部教育施設課では、柏市立増尾西小学校樹木伐採他委託及び柏市立増尾西小学校樹木枝下し委託の2件について、同日に見積り合わせを実施しており、見積り合わせの結果、同じ業者がこの2件の業務を受託している。しかしながら、仕様書の内容を確認すると、2件の委託はほぼ同じ内容となっており、別々の案件として契約していることは不自然であった。

担当部署に確認したところ、学校からの樹木伐採の要望を受け、現地確認を行い施行伺を起票した後に樹木枝下しの要望を受けたため、緊急性を考慮し別途発注したとのことであるが、一刻の猶予もない切迫した状況が見られたのでなければ、柏市随意契約見積心得第7条に基づき、見積り合わせを取り止めて契約課の入札案件とすることも可能であったと思われる。なお、本事案に係る契約金額は、2件とも柏市財務規則第140条に基づく委託において随意契約にできる額の範囲である50万円をわずかに下回る額であり、1件の契約として入札を行うことでより安価な金額で委託できた可能性

もあることを踏まえれば、今後、発注方法については再考の余地があるものとする。

地方公共団体の契約は、地方自治法第234条の規定により一般競争入札によることを原則としており、随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ実施できる例外的なものである。契約事務を簡便にするために分割発注して随意契約を行ったとの誤解を第三者に与えることのないよう、発注者綱紀保持ガイドラインに基づき適正な契約事務に取り組まれない。

対象部署のみならず、各部署においても、随意契約は法令の特別な定めを根拠として行うものであるとの認識のもと、随意契約と判断した理由が内部的にも対外的にも明らかであり説明責任が果たせることが肝要であることを十分留意し、契約事務の経済性、公正性及び透明性を確保されたい。

教育委員会生涯学習部生涯学習課中央公民館、同図書館
教育委員会学校教育部教育施設課
全部署

(3) 危機管理について

本件は、令和3年度決算審査意見書においても同様の趣旨で意見を付したが、引き続き注意を喚起するため危機管理に関する意見を付すものである。

ア 庁用自動車の安全運転について

本監査において、庁用自動車を所管する総務部資産管理課に対し、庁用自動車による事故の発生状況を確認したところ、上下水道局を除き、令和4年4月から9月までの間に33件発生しているとのことであった。事故の多くは自損事故であり、運転技術の未熟さや判断ミス等が原因と考えられる。

このため、資産管理課では、本庁舎地下2階駐車場における車庫入れで毎年度事故が発生していることを受けて、動画

による研修指導や希望者への駐車方法の実地講習，また，書面による運転適性検査を行うといった取組を実施している。

庁用自動車の事故は相手方に迷惑を掛けるのみならず，市に対する信用を失墜させる行為ともなり得るものであることから，引き続き職員の安全運転に向けた各種取組を進め，事故発生抑制を図りたい。

また，令和4年4月1日に施行された改正道路交通法施行規則では，安全運転管理者に対して，運転者の酒気帯びの有無（アルコールチェック）を目視で確認することが義務付けられたほか，アルコール検知器による確認も義務付けられる予定（※）であり，市はそれらに準じて，酒気帯びの有無の確認の運用を開始している。

本監査において，時間外勤務や休日勤務で1人で運転する場合のアルコール検知器による検査体制を確認したところ，上下水道局においては，アルコール検知結果の報告は事後に行っているとのことであったが，資産管理課による「アルコール検知器による酒気帯び確認の実施についてQ&A」では，対面での確認が困難な場合は，携帯電話等でアルコール検知結果を報告させるとともに，対話により応答する声の調子等を確認するものとしている。

当該法改正は，昨年6月に千葉県内で発生したトラック運転手の飲酒運転による児童死傷事故が背景となっている。

このような痛ましい事故が二度と起こらないよう酒気帯びのチェックの対象が拡大されたものであり，市としても飲酒運転撲滅に向け，各部署においては，極力負担を増やさずに義務を果たす工夫を施し，早急に体制を整えられたい。

※アルコール検知器による確認が義務付けられる予定・・・アルコール検知器による確認は令和4年10月1日から義務付けの予定であったが，警察庁は，最近のアルコール検知器の供給状況等から，事業所において，十分な数のアルコール検知器を入手することが困難であると認められたことから，当分の間アルコール検知器使用義務

化規定を適用せず，目視等義務規定に読み替える規定を設けた。なお，市においては，アルコール検知器の配備が整ったため，予定どおり検知器による検査を同年10月1日から実施している。

イ 公共施設等の管理について

市では多くの営造物の管理をしており，庁用自動車の事故以外にも，市が管理している水路の竹が市道の方に倒れて通行車両を損傷させたもの，水路の流れにより土が削られ隣接する駐車場で陥没が生じて車両のバンパーを損傷させたもの，学校の除草中に生じた飛び石が駐車中の車両を損傷させたもの，校舎1階の窓を教諭が開けたところ窓が落下し直下に駐車していた車両を損傷させたもの，学校でホワイトボードが強風により倒れて近くにいた保護者に接触し負傷させたもの等，損害賠償や補償が生じた案件が複数見受けられた。

今回見受けられた事故の中には，物損だけではなく人的被害が確認された事案も含まれている。被害者の身体的，精神的苦痛はもとより，一たび事故が起これば，市は対応に人手を割き，業務の遅滞を招きかねず，またさらには刑事責任を負う可能性もあり，その影響は非常に大きい。

広範にわたり多数の営造物を管理する中，老朽化する公共施設や設備などのリスクを事前に全て把握することは，財政的にも人間的にも難しい状況にあると思慮するが，例えば市内パトロールを行う部署は，新技術の活用や，組織横断的かつ複眼的に予防保全的な視点を持ち公共施設等の危険を察知した際には施設管理部署に情報提供するなど，今できることを着実に取り組まれない。

ウ 気象変動や災害に伴う不測の事態を想定した対応について

昨今の気象状況の変化に伴い，近年は水害の規模等も従来より大きくなってきている印象がある。しかしながら，令和元年東日本台風（台風第19号）に伴う利根川の増水により破損した青山排水機場の災害復旧作業には約3年を費やしており，その間に大きな災害につながる危険性もあった。また，

国の方針のもと同じ場所に原状どおり復旧したとのことだが、設置場所等も含め現状に合わせた検証も必要ではないかと思慮する。

今後、令和3年に改正された流域治水関連法に基づき、より想定雨量を引き上げたハザードマップの作成の検討等、新たな基準を想定した災害対策に努められたい。

また、このような気候変動に起因する問題については、環境に影響を与える活動を行う者と影響を受ける者の違いや、守られた環境から便益を受ける者と、対策の負担を被る者など、複数の立場からなる課題を統合的に解決することが重要となる。

例えば、国の調査によると、相続登記がされないことなどが原因により約20%の土地が「所有者不明土地」であることが判明している。相続登記未了問題は、所有者の特定等に多大な費用と時間を要し、公共事業の推進等の際の用地確保の妨げとなり、事業全体の遅れの一因となることや、空き家の増加、さらには災害発生時には復興の遅れの原因になるなど多くの社会問題を引き起こす可能性がある。

不動産登記法の改正により令和6年4月1日から相続登記の義務化が実施される予定であり、災害発生を想定しこの義務化の機会を捉えた各種事業の推進を検討されたい。

危機管理部危機管理政策課，同防災安全課

総務部資産管理課

経済産業部農政課

土木部道路整備課

上下水道局経営企画課

全部署

(4) 公設総合地方卸売市場の現状分析について

本件は、公設総合地方卸売市場の現状分析の重要性から意見を付すものである。

柏市公設総合地方卸売市場（以下「市場」という。）は、近年、取扱高及び取扱金額ともに減少が続いている。

この背景には、市場が担う食品流通においては、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売、産地直売等の流通の多様化等の進展が考えられる。

しかしながら、本監査で確認したところ、各生鮮食料品の数量や、どこから来たものかは把握しているが、その品が市内のどこのスーパーなどで売られているかや、どのくらいの割合の小売店が扱っているかという基本情報は持っていないとのことであった。

まずは、市場で扱っている商品についての市内産の割合など、基礎的データを把握し、市場が市内生産者や小売業者等にとってどのような役割を担っているのか、市場の存在価値、意義がどの程度あるのかを確認した上で、今後の市場の在り方などを検討していく段階にあるのではないかと考える。

いずれにしても、市民に「柏市に市場が存在する意義」を理解していただけるように取り組んでもらいたい。

経済産業部公設市場